



彼岸花

税理士法人 越智会計事務所

越智会計ニュース

編集 発行人
代表社員・税理士

越智 通秀

松山本社 〒790-0003
松山市三番町4-8-5
(第7越智会計ビル)
TEL 089(946)2000代
今治支店 〒794-0043
今治市南宝来町1-4-13
(第8越智会計ビル)
TEL 0898(32)2243代
東京支店 〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6
TEL 03(3470)0493代

9月

(長月) SEPTEMBER

21日・敬老の日
22日・国民の休日
23日・秋分の日

日	・	13	27
月	・	14	28
火	1	15	29
水	2	16	30
木	3	17	・
金	4	18	・
土	5	19	・
日	6	20	・
月	7	21	・
火	8	22	・
水	9	23	・
木	10	24	・
金	11	25	・
土	12	26	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／7月決算法人の確定申告(法

人税・消費税等) 9月30日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人

の消費税等の中間申告(年

3回の場合) 9月30日



ワンポイント インボイス～10月1日前後の取引にご注意

免税事業者等からの課税仕入れに係る税額控除の控除可能割合が、今年10月1日以降は仕入税額相当額の7割(従来は8割)となるため、10月1日前後の取引は課税仕入れの時期にご注意ください。課税仕入れの時期は原則として、商品の仕入れは引渡日ですが、役務提供を受けた場合は約した役務の全部が完了した日です。

「節税した方がお得」は誤解！？

～押さえておきたい節税の常識～

企業にとって、合法的な節税は積極的に検討すべきテーマです。しかしながら、目先の節税を追求するあまり、却って無駄に資金を減らすこととなり、節税が逆効果になるケースも多いようです。

節税を考える場合のポイントについて解説します。

まずは決算予想と タックスプランニング

決算が近づく、当期の損益予想と納税額の試算を行います。その中で、利益が順調に計上されている場合や、予想以上に利益が計上されそうな場合には「決算対策として、合法的な節税対策は無いだろうか？」とタックスプランニングを考えます。これは毎年のルーティンではありますが、同じ企業であっても、その時々で判断は変わるものです。

そのような時によく「税金を払うくらいなら、お金を×××に使用してしまった方がいい」という声を耳にしますが、本当にそうなのでしょうか。実は、この考え方には大きな誤解が潜んでいる場合があります。

毎年検討される節税方法には、「資金の支出を伴う節税」と「資金の支出を伴わない節税」の二つがあります。節税による効果を最大限に享受するためにも、これらについて考えてみましょう。

資金の支出を伴う節税

資金の支出を伴う節税の代表例としては、「頑張ってくれた従業員に決算賞与を支給する」「交際費課税の特例の枠が残っているから使い切る」「自分の社用車を買って換える」……といったことが挙げられます。

この場合、まず考えるべきは、その支出自体が「自社にとって本当に有益であるかどうか？」です。従業員に決算賞与を支給すればモチベーションも高まる、疎遠になりかけていた得意先をゴルフに誘えば商談の機会が得られる、そろそろ社用車を買って換えようと思っていたので丁度良いタイミングだった……という場合には積極的に検討すべきです。

◆支出額Ⅱ節税額ではない

その際に注意すべきは、例えば従業員に総額1000万円の決算賞与を支給したとしても、法人税等が1000万円減るわけではない、という点です。この決算賞与の例による法人

税等の節税額は、概算で1000万円×35%（法人税・住民税・事業税等の仮定税率）＝350万円が節税額となり、正味では1000万円（当初支出額）－350万円（節税額）＝650万円が社外に流出することになります。

節税額より支出額の方が多くなるという点は交際費も同様です。ましてや、交際費が損金となる枠である年800万円（中小企業の場合）を超える場合には、その超えた交際費の全額が正味の資金支出となり、節税効果は無くなってしまうのです。

◆駆け込み購入で節税効果薄く

社用車の買換えについても注意が必要です。自動車等の減価償却資産は、原則として耐用年数（普通自動車なら6年）にわたり計上していくため、購入金額の全額が購入時の損金になるわけではありません。

さらに、新規取得資産の減価償却は、年間の償却額のうち当期に対応する月数分のみとなるため、例えば3月決算の会社が3月に社用車を買って換えた場

合、その期に損金となるのは年間減価償却費の12分の1だけです。結果として、その買い換えた社用車は、購入額の大部分が、正味の資金支出となります（次年度以後は、減価償却費が計上され節税になります）。

このように、資金支出を伴う節税を行う場合には、その支出の本来の経営的意義や効果を十分に検討し、特に減価償却資産を購入する際は、年度始めに取得して使用を開始するなどの工夫が必要です。

資金の支出を伴わない節税

一方、その事業年度において、資金の支出を伴わずにできる節税もあります。

例えば、「不良在庫の処分」「不良債権の処理」「不要になった減価償却資産の除却」などが考えられます。これらは損金処理するための一定の要件を満たす必要はありますが、要件を満たして処理した場合には、その処分損失等の額×35%が法人税等の節税となり、純粹に税金支出の減少につながります。

◆要件を満たせば損金処理が可能
損金処理するための、一般的な要件としては、

不良在庫の処分 期末までに廃棄して、廃棄業者から決算日までの日付が入った廃棄証明書を手入しておく

不良債権の処理 債務者に対して期末までに債権放棄通知書を送達する、取引先との最終取引から一年以上取引（売上・入金等）が停止しているかどうかを確認する、等

減価償却資産の除却 期末までに廃棄して、廃棄業者から決算日までの日付が入った廃棄証明書を手入する
といった方法が考えられます。
このほか、賃上げ税制など、税額控除の適用を受けることも、有用な節税手段です。

オペレーティングリース等を活用する場合

合法的な節税を考える場合、「オペレーティングリース」や「役員保険」などを検討することも多いと思います。これらは、い

ずれも節税に繋がるものですが、資金支出を伴う点を踏まえて購入・加入を判断する必要があります。

例えば、航空機や船舶などのオペレーティングリース投資は、リース期間の初期に多額の損失を計上（税務上は、原則として、損失の累計は出資額を限度とします）し、後半において反対に利益を計上する仕組みが多いようです。よって、投資を行った初年度には大きな節税効果が得られますが、同時に、投資額の資金支出を伴います。

保険についても、支払い保険料のうち損金算入できる割合は保険契約の内容により異なりますが、一定の節税効果を得られる一方で、支払保険料としての資金支出を伴います。年払いの保険契約であれば毎年、同様の節税効果と資金支出が発生することになります。

◆「課税の繰延べ」は将来的な利益計上時の計画も必須

なお、特にオペレーティングリースなどは、特定の事業年度に大きな損金計上を行いたい場

合には大きな効果を期待できませんが、将来のリース期間終了時等には、逆に多額の利益が計上され、納税が発生します。いわゆる「課税の繰延べ」であり、これを上手に活用することができるとかがポイントとなります。加えて、これらの方法は投資である以上、投資本来のリスクや為替リスク等も踏まえての判断になります。

まとめ

以上のように、節税を検討する際には、資金支出を伴う節税では、その効果と経営への影響を十分に考慮し、一方、資金支出を伴わない節税では、税務上の要件を満たすかどうかをよく吟味することが重要です。加えて、課税の繰延べとなるものは、長期的な視点での検討が欠かせません。

決算期末ギリギリになってから対策を検討するのではなく、余裕を持って決算予想・税額予想を行い、後で後悔することの無いよう、十分に検討することが求められます。

ビジネスネーム利用

ビジネスネームを導入する企業が増えています。ビジネスネームとは、本名とは異なる、仕事上で使用する名前のことです。従来は、結婚後も旧姓で働きたい人や、LGBT(性的少数者)などの観点からアイデンティティ確立のために本名を伏せたい人などに配慮した概念でしたが、ここ数年は、プライバシー保護やカスタマーハラスメント(カスハラ)対策で導入する動きが広がっています。

厚生労働省が2024年に公表した調査では、企業の23%が「顧客からの著しい迷惑行為に関する相談が過去3年間で増えた」と回答しています。若年の女性スタッフを中心に、SNSで本名を検索されたり、長時間のつきまといを受けるなど接触リスクがあったといいます。ビジネスネームを利用することで、顧客からのクレームが従業員個人への攻撃ではなく、会社への正当な指

摘に帰着しやすいというメリットがあります。

職場によっては、旧姓を通称使用しつつ、給与や社会保険は戸籍上の名前、顧客対応はビジネスネームと、3つの名前を使い分けるケースも想定されます。

導入にあたり注意すべき点は、人事情報の一元管理を徹底させることです。特に社会保険、税務、行政対応は戸籍名で行われるため、管理が不十分だと混乱や手続きの遅延が起きてしまいます。また、社内でビジネスネームのルールを周知させ共有しておくことも重要です。

ビジネスネームの活用例としては、名札の表記をプライバシー保護の観点から変える動きがあり、奈良県生駒市や東京都三鷹市など自治体でも名札の表記を名字のみに切り替えたり、約830店舗を展開するタリーズコーヒージャパンでは名札をイニシャル表記に変更しました。実名は顧客に安心感を与えますが、カスハラ被害が多いサービス業等では、柔軟にビジネスネームを活用してもよいのではないのでしょうか。

座りすぎ注意

あなたは1日何時間座っていますか？
運動不足を気にすることはあっても、自分の座位時間を意識する方は多くないでしょう。しかし、座位時間が長いほど、がんや糖尿病、認知症などの病気のリスクが高まると報告されています。座りすぎのリスクを減らすには、まずは①1日の総座位時間を8時間未満に減

らすことです。通勤中は立つ、家や職場でこまめに動く、デスクワークを立てて行う環境もよいかもしれません。
加えて、②1回の座位時間を短く、30分に1回、3分間程度立ち上がり歩くか、その場で足踏みをする。そして③座っているだけでもできるだけ動くことです。座りながらかかとを上げ下げ、足踏みなど座位中は頻繁に姿勢を変えることを意識し、座ったままの運動を試してください。

LEDは10年もつ？！

電球の寿命を比較してみましょう。1日8時間点灯した場合、白熱電球は125～250日、蛍光灯は2～4年、そしてLED電球は13～17年と、LEDは圧倒的に長寿命です。しかも白熱電球のように突然点かなくなる「球切れ」は起こりません。白熱電球はフィラメントに電流が流れて発熱し、徐々に蒸発して細くなり、最後には切れてしまいますが、LEDはプラスとマイナスの電流が内部で衝突する際のエネルギーを利用して発光するため、原理的には半永久的に使用できるとされています。

寿命の判断は、白熱電球は突然点かなくなり、蛍光灯はチカチカし始めますが、LEDは徐々に暗くなることで判断できます。LEDが点かなくなるのは、寿命ではなく故障であることが多く、内部の電源装置がうまく放熱できないと不点灯になり、また湿気に弱いので内部基板の故障が起こることもあります。浴室など湿気の多い場所では使用環境に合ったものを選びましょう。